

議案第5号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人」を「高齢期移行者」に、「重度障害者」を「重度障害者等」に改める。

第 2 条第 1 号中「老人」を「高齢期移行者」に改め、同条第 2 号中「重度障害者」を「重度障害者等」に改め、同号イ中「1 級」の右に「又は 2 級」を加え、「重度精神障害者」を「重度精神障害者等」に改める。

第 3 条第 1 項中「老人」を「高齢期移行者」に、「重度障害者」を「重度障害者等」に改め、同項第 2 号中「重度精神障害者」を「重度精神障害者等」に改める。

第 5 条の見出し中「所得による」を削り、同条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当する場合

ア 高齢期移行者が市民税世帯非課税者（4 月から 6 月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市民税とする。）でないとき又は高齢期移行者が市民税世帯非課税者であって、かつ医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その額が 0 を下回る場合には、0 とする。）の合計額が 80 万円を超えるとき。

イ 所得を有しない者を除く高齢期移行者が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生労働省令第 58 号）第 1 条第 2 号から第 5 号の認定を受けていないとき。

第 5 条第 1 項第 2 号中「重度障害者」を「重度障害者等」に改める。

第 7 条第 1 項及び第 8 条中「老人」を「高齢期移行者」に、「重度心身障害者」を「重度障害者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療にかかる福祉医療費の支給については、改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の第5条第1項第1号イの規定は、昭和24年7月1日から昭和27年6月30日まで
に生まれた者には、適用しない。

(加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例(平成26年加西市条例第4号)の一部
を次のように改正する。

附則第3項中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

(審議資料)

兵庫県行財政構造改革により、老人医療費助成事業が廃止され、高齢期移行助成事業が創設されること及び福祉の向上を図るため精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持する者にも医療費助成を拡大するために改正を行うもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

○老人医療費助成事業の廃止と高齢期移行助成事業の創設

平成 29 年 7 月 1 日以降に 65 歳を迎える者について、高齢期移行助成事業を適用する。

	改正前 (老人医療費助成事業)		改正後 (高齢期移行助成事業)	
自己負担金	低所得者Ⅰ	2割	区分Ⅰ	改正前の低Ⅰと同じ
	低所得者Ⅱ	2割	区分Ⅱ	改正前の低Ⅱと同じ
負担限度額	低所得者Ⅰ	外来 8,000 円/月 入院 15,000 円/月	区分Ⅰ	改正前の低Ⅰと同じ
	低所得者Ⅱ	外来 12,000 円/月 入院 35,400 円/月	区分Ⅱ	改正前の低Ⅱと同じ
要件	低所得者Ⅰ	市民税非課税世帯で、 世帯全員に所得がない者	区分Ⅰ	改正前の低Ⅰと同じ
	低所得者Ⅱ	市民税非課税世帯で、 本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下	区分Ⅱ	市民税非課税世帯で、 本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下であり、 <u>かつ日常生活動作が自立していないとされている者</u> (要介護 2 以上)
経過措置	—		<u>既に現行制度の対象となっている者については、経過措置として、70 歳になるまで現行の負担限度額による助成を継続する。</u>	

○重度障害者医療費助成事業

精神障害者保険福祉手帳 2 級所持者まで医療費助成を拡充する。

	改正前	改正後
対象者	身体障害者手帳 1 級及び 2 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	身体障害者手帳 1 級及び 2 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級 <u>及び</u> <u>2 級</u>

政策等の形成過程説明資料

平成29年3月定例会

議案等の件名	議案第5号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

昭和40年代より兵庫県及び加西市で実施してきた老人医療費助成事業について、平均寿命が創設当時から大きく延伸し80歳を超えていること、65歳から69歳までの就業者も増加していること等を踏まえ、兵庫県の行財政構造改革により老人医療費助成制度が廃止され、高齢期移行助成制度(仮称)が創設されることに伴い、県事業を活用して実施していることに鑑み、県に準拠して改正を行うもの。
 また、平成28年9月の加西市議会において、精神障がい者団体からの医療費助成対象拡充を求める請願が採択されました。精神障がい者については、継続的な通院等を要する一方で就労が困難な実情を鑑み、現在「重度障害者医療費助成事業」では、精神障がい者は1級が対象であるが、2級の方にも拡大し、福祉の向上を図るもの。

②【検討した他の政策等の内容】

特になし

③【他の自治体の類似する政策との比較】

北播各市町においても県の改正案に準拠して改正予定

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策5	誰もが最期まで元気に暮らせる健康づくり
基本計画	施策17	こことからだの健康づくり

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市福祉医療費助成条例施行規則(昭和63年加西市規則第3号)
 加西市福祉医療費支給事務取扱要綱(昭和63年加西市訓令第9号)
 高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱(平成17年加西市訓令第43号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
17,489	-6,470			23,959

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

	影響見込額合計(千円)	老人医療費助成廃止による影響額	精神障害者2級への対象拡大による影響額
H29	9,805	△ 1,215 H29年度(7/1~実施)(県支出金△608千円、一般財源△607千円)	11,020 H29年度(7/1~実施)11,020千円(全額一般財源)
H30	8,816	△ 2,528 H30年度(完全実施)(県支出金△1,264千円、一般財源△1,264千円)	11,344 H30年度(完全実施)11,344千円(全額一般財源)

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

兵庫県では、新制度案について、H28.12.15~H29.1.6にパブリックコメントを実施。市においても、H29.2.3~H29.2.13の間、条例改正案について、パブリックコメントを実施。特に意見はなかった。

⑨【政策の効果予測】

高齢期移行助成事業は、従前の老人医療費助成と同様に、一定の所得以下を基本とするが、区分Ⅱにおいて、日常生活動作が自立していないとされている者という要件が付加されたため、対象者数及び助成額の減が見込まれる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	国保医療課	有 ・ 無